

朝倉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

【令和 2(2020)年度～令和 12(2030)年度】

令和 2 年 3 月

令和 5 年 4 月一部改定

令和 6 年 10 月一部改定

朝 倉 市

目次

1. 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 計画策定の背景	
(2) 市の取組	
(3) 計画の目的	
(4) 計画の対象範囲	
(5) 計画の対象とする温室効果ガス	
(6) 計画期間及び基準年度	
(7) 計画の位置づけ	
2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標・・・・・・・・	8
(1) 基準（平成 25（2013））年度の二酸化炭素排出量	
(2) エネルギー種別の排出状況	
(3) 削減目標	
3. 朝倉市脱炭素実行方針・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 公共施設への太陽光発電設備の最大限の設置	
(2) 公用車の電気自動車への更新	
(3) 公共施設の Z E B 化	
(4) L E D 照明への更新	
4. 目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいたエネルギー管理	
(2) エネルギー使用量等の報告	
(3) 電気使用量の削減	
(4) 物品購入における環境配慮	
(5) 公用車の燃料使用及び管理	
(6) 再生可能エネルギー等に関する取組	
(7) ごみに関する取組	
(8) 勤務時間の管理	
(9) その他	
5. 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 推進体制	
(2) 職員に対する周知	

- (3) 計画の評価
- (4) 計画の見直し
- (5) 実施状況の公表

<参考資料>

■対象施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	16
-------------------------	----

1. 基本的事項

（１）計画策定の背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても平均気温の上昇、豪雨・台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、最も重要な環境問題のひとつとなっています。

国際的な動きとしては、平成 27（2015）年 12 月に「パリ協定」が採択され、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

また、平成 28（2016）年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減することが明記されています。26%の削減目標達成には、民生部門（家庭・業務その他）では約 40%の削減が必要とされています。令和 3（2021）年 3 月に改定が閣議決定された同計画では、令和 12（2030）年度に 46%削減、さらに 50%の高みをめざすこととし、令和 32（2050）年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルをめざし、脱炭素を力強く進めています。

地方公共団体においても、「地球温暖化対策推進法」において、地方公共団体の事務・事業に伴い発生する温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

（２）市の取組

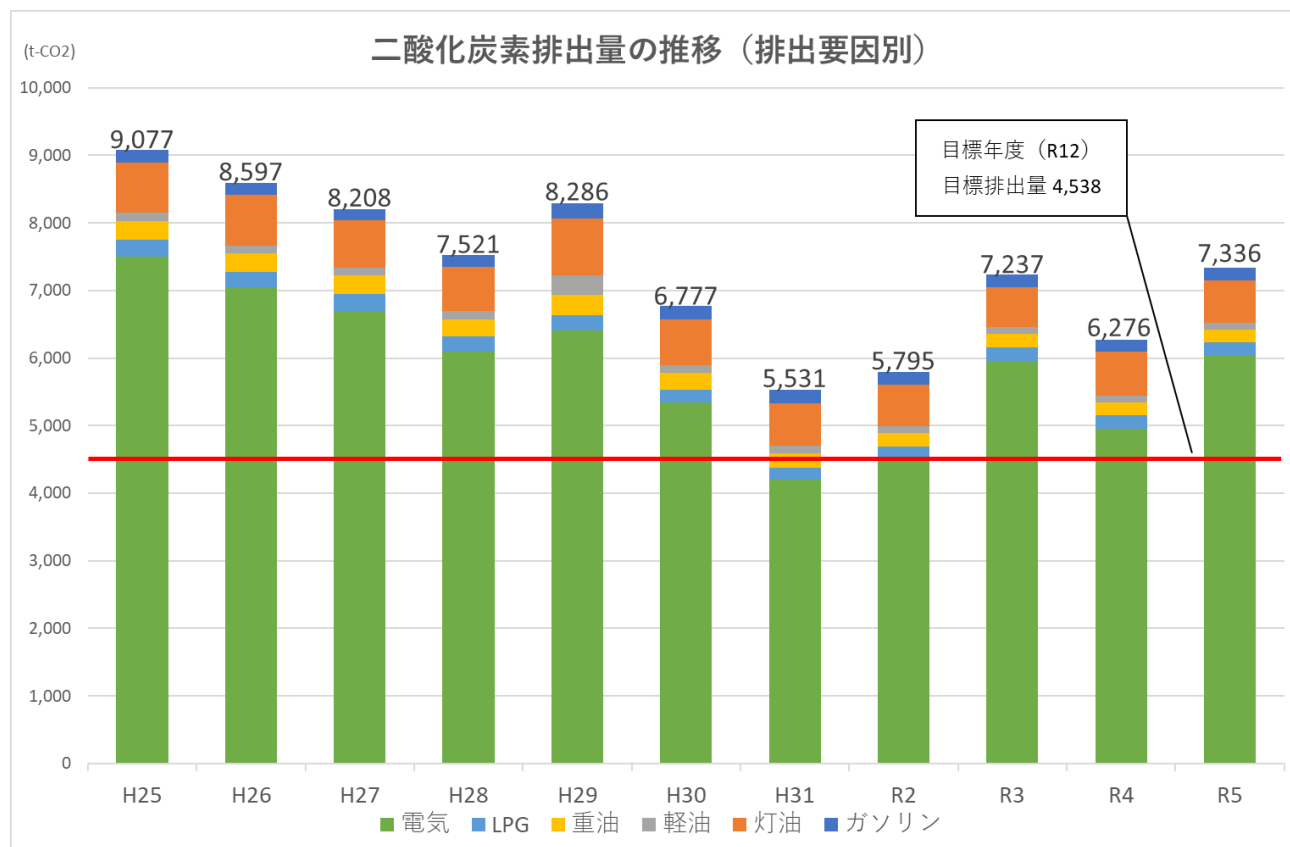
朝倉市（以下「本市」という。）では、地球温暖化対策推進法及び本市環境基本計画に基づき、温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先行動することにより、市民、事業者による自主的な取組みを促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とし、平成 27（2015）年に「朝倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

策定以降は各所属、施設等において取組みを強化し、公共施設へ再生可能エネルギー設備の導入や不要照明の消灯の徹底、公用車のエコドライブ推進など、温室効果ガス（CO₂）排出量削減の取組みを行ってきました。また、令和4年1月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。これは、温室効果ガス（CO₂）排出量を2030年に基準（平成25（2013））年度比50%削減、令和32（2050）年にカーボンニュートラルをめざすこととしており、本計画の削減目標もこれに合わせます。

本市の二酸化炭素排出の要因は電気由来が約8割を占めています。発電による二酸化炭素排出量（排出係数）増減の影響を大きく受けており、火力発電所や原子力発電所の稼働状況により本市の二酸化炭素排出量が増減しています。基準年度以降のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量は次の表及び図のとおりです。

基準年度以降のエネルギー使用量推移

年度 種別	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ガソリン（ℓ）	79,859	75,556	74,077	71,754	95,287	88,073	86,518	80,314	79,919	80,123	79,536
灯油（ℓ）	296,001	302,167	280,283	264,971	336,490	272,084	254,635	248,511	239,361	259,836	250,609
軽油（ℓ）	47,569	44,696	44,345	46,367	115,148	45,054	41,254	36,646	35,526	38,724	38,322
重油（ℓ）	102,480	102,010	102,532	94,590	107,910	93,225	79,600	75,105	75,700	70,400	69,400
LPG（㎡）	42,305	41,063	40,768	37,643	38,529	30,956	29,170	30,171	32,725	31,026	31,064
電気（千kWh）	12,257	11,472	11,476	12,005	13,459	12,194	12,104	12,160	12,384	12,722	12,699



(3) 計画の目的

本計画は、本市が実施している事務・事業に伴い排出される温室効果ガス（CO₂）排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

(4) 計画の対象範囲

本計画は、本市が行う全ての事務・事業及び施設※を対象とします。

ただし、外部委託を実施している事務・事業の一部及び施設、防犯灯等の防犯及び公共の福祉に支障を与えることが予測される一部の施設については対象外としますが、可能な限り本計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請するものとします。

※対象施設の詳細は、巻末の「対象施設一覧」を参照ください。

(5) 計画の対象とする温室効果ガス

①温室効果ガスの種類

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で定められた二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

②温室効果ガスの特性

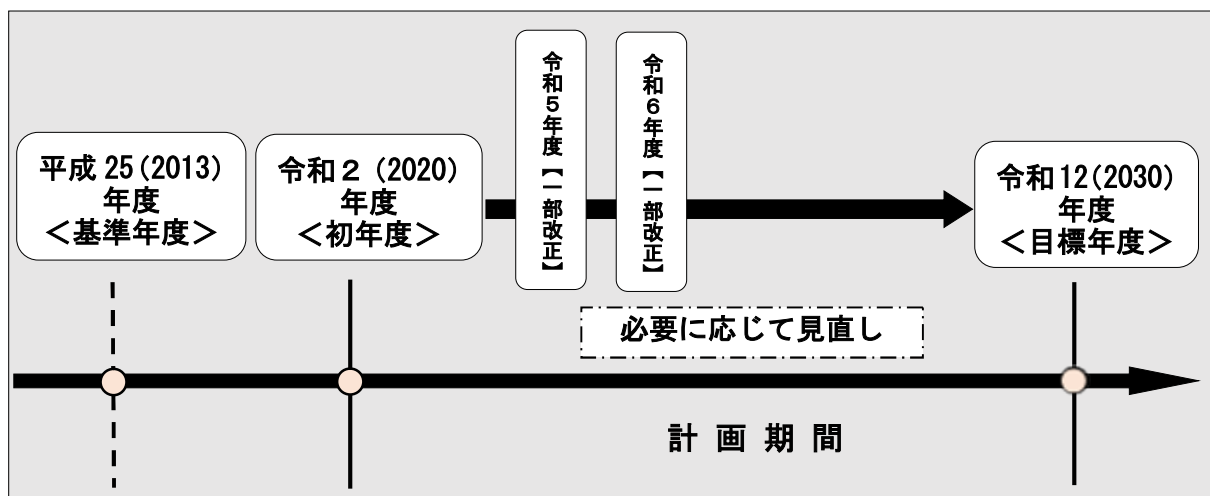
温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスで、電気・暖房用灯油・自動車用ガソリン等の使用や廃プラスチック類の焼却等により排出されます。対象とされる7種類の温室効果ガスの中では、排出量が最も多いとされています。
メタン (CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分 自動車の走行、家庭用機器等での燃料燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、下水・し尿・雑排水の処理等により排出されます。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、家庭用機器等での燃料燃焼、一般廃棄物の焼却、下水・し尿・雑排水の処理等により排出されます。

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・カーエアコン等の冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されます。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電力設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でドライエッチングやCVD装置のクリーニングに使用されます。

(6) 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に即して平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、令和 2 (2020) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 11 年間とします。

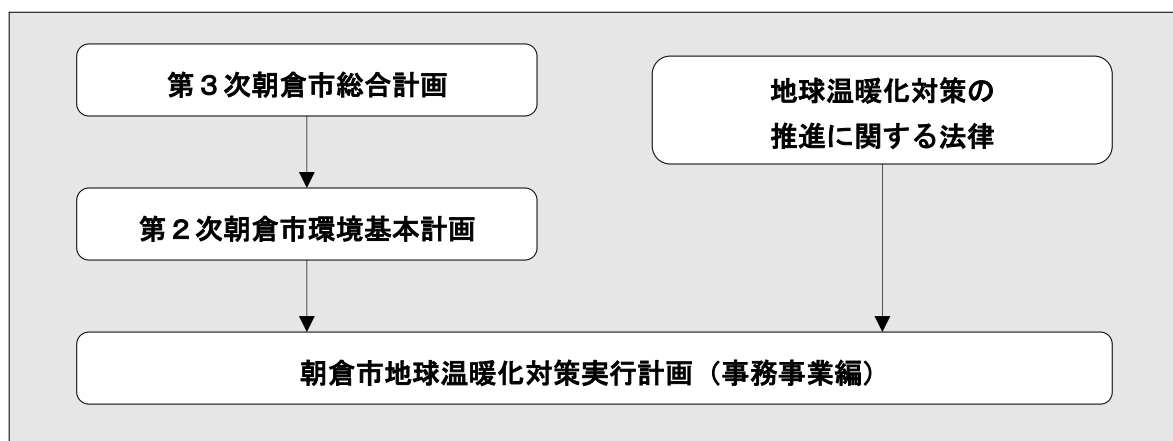
■計画期間



(7) 計画の位置づけ

本計画は、第 3 次朝倉市総合計画のもと、第 2 次朝倉市環境基本計画において目標とする環境像「“思いっきり しん呼吸” 天を知り、あさくらを照らす、人づくり」の実現をめざし、二酸化炭素排出量削減のための具体的な計画でもあります。また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和 5 年度策定）など他関連計画との整合性を図ります。

■本計画の位置づけ



<地球温暖化対策の推進に関する法律：抜粋>

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 項（省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 項（省略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 項（省略）

2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

(1) 基準（平成 25（2013））年度の二酸化炭素排出量

本市の事務・事業における基準（平成 25（2013））年度の二酸化炭素総排出量は、9,077 t-CO₂です。

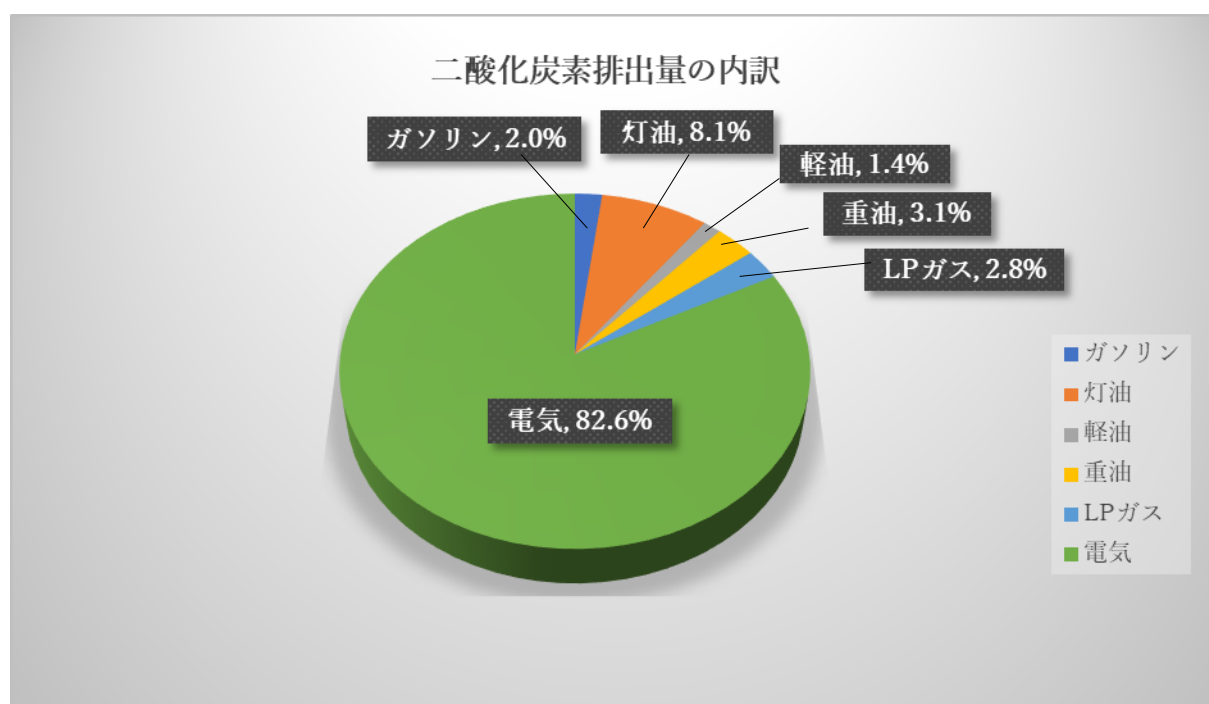
(2) エネルギー種別の排出状況

基準（平成 25（2013））年度の二酸化炭素排出量をエネルギー種別に見ると次の表及び図のとおりです。

■エネルギー種別の二酸化炭素排出量

エネルギー種別	エネルギー使用量	二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	割合（％）
ガソリン（ℓ）	79,859	185	2.0
灯油（ℓ）	296,001	737	8.1
軽油（ℓ）	47,569	123	1.4
重油（ℓ）	102,480	278	3.1
LPガス（m ³ ）	42,305	252	2.8
電気（kwh）	12,256,995	7,501	82.6
合計		9,077	100.0

※端数処理のため、合計が合わない場合があります。



(3) 削減目標

平成 25 (2013) 年度を基準として、令和 12 (2030) 年度までに二酸化炭素排出量を、50%削減することを目標とします。

■二酸化炭素排出量の削減目標

区分	基準年度排出量 平成 25 (2013) 年度	目標年度までの削減量 令和 12 (2030) 年度	削減率 (%)
二酸化炭素 (t-CO ₂)	9,077	4,539	50

3. 朝倉市脱炭素実行方針

【二酸化炭素排出量 50%削減を達成するため、朝倉市脱炭素実行方針を定め取組みます。】

本市の二酸化炭素排出要因の 8 割は電気の使用によるものです。現在は使用する電力のほとんどを商用電力に頼っています。商用電力は未だ化石燃料由来の電力が大部分を占めており、削減目標を達成するためには、省エネ化により電気の使用量を減らすとともに太陽光発電設備等の設置による創エネルギーを進め、化石燃料由来電力の使用を減らす取組を進めなければなりません。

(1) 公共施設への太陽光発電設備の最大限の設置

公共施設の二酸化炭素排出量を削減するためには、施設の省エネ化だけでは不十分であり、化石燃料由来の電力から再エネ由来電力へと変更していく必要があります。設置可能な施設への設置を積極的に進めます。

- 今後予定する新設の施設、大規模改修を行う施設に最大限の太陽光発電設備を設置します。
- その他の既存の施設においても、順次太陽光発電設備を設置します。
- 処分予定のない土地への太陽光発電設備の設置を検討します。

(2) 公用車の電気自動車への更新

ガソリン・軽油の使用による二酸化炭素排出量を削減するには、化石燃料車から電動車への更新が必要です。特に排出量の少ない電気自動車の導入を進めます。

- 新規購入又は更新時は原則電気自動車とします。

(3) 公共施設の Z E B 化

エネルギー消費量を削減しつつ快適性を向上させる Z E B※1 (ネット・ゼロ・エネ

ルギー・ビル）をめざし、使用電力量の削減を進めます。

○今後計画する新規施設は原則 Z E B r e a d y※2 以上をめざします。

○既存の施設は大規模改修で原則 Z E B r e a d y 以上をめざします。

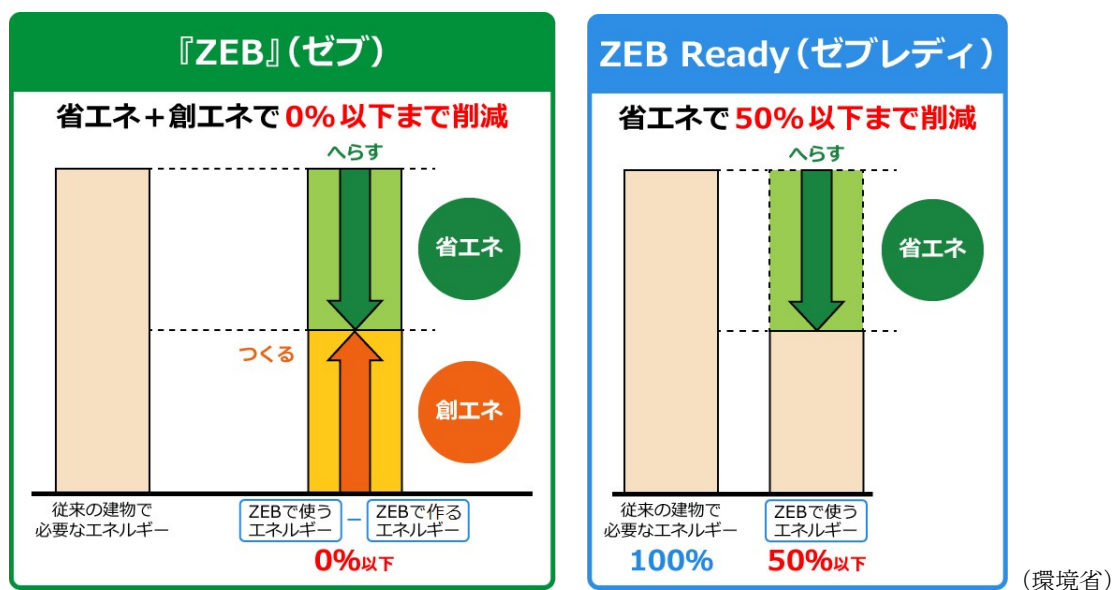
（４） L E D 照明への更新

消費電力は蛍光灯の約 2 分の 1 であり節電効果が高く、長寿命である L E D 照明へ更新を進めます。

○公共施設の照明は令和 12（2030）年度までに導入割合を 100%めざします。

※1 Z E B（ゼブ）…年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

※2 Z E B r e a d y（ゼブ・レディ）…ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物



4. 目標達成に向けた取組

【職員一人ひとりが地球温暖化対策に対する意識を高め、取組を実行することが重要です。】

（１）エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づいたエネルギー管理

本市の市長部局は、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）により、平成 22（2010）年 9 月 22 日付けで原油換算エネ

ルギー使用量合計が 1,500k1/年以上となる特定事業者としての指定を受けています。毎年度提出が義務付けられている定期報告書及び中長期計画書の計画に沿って、エネルギーの使用量管理を行い二酸化炭素排出量の削減に努めます。また規制を受けない施設であっても、同様にエネルギー使用量の管理による二酸化炭素排出量の削減を推進します。

(2) エネルギー使用量等の報告

年間の電気・ガソリン等のエネルギー使用量及び所管する施設の増減等について環境課に報告します。

(3) 電気使用量の削減

◆公共施設の Z E B 化

- | |
|--|
| ・ 今後予定する新規施設や大規模改修を行う施設は原則 Z E B r e a d y 以上をめざします。 |
|--|

◆照明・空調機器等の省エネ管理

・ 冷房は室温 28 度、暖房は室温 20 度に設定し、開庁日の 8 時 30 分から 17 時以内を稼働時間とします。
・ 冷暖房時は、事務室内のブラインド及びカーテン等の利用により、冷暖房効果を高めます。
・ 会議室等の空調は、使用后必ず停止します。
・ クールビズやウォームビズなど、着衣で寒暖調整を行います。
・ 各施設の蛍光灯など、作業環境を考慮して照明器具の間引きを行います。
・ 会議室、廊下、ホール、トイレ等の断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度点灯します。
・ 照明器具等はこまめに電源を切り、また電気機器等の未使用時はプラグをコンセントから抜きます。
・ 勤務時間外や昼休みなどは、不要な照明を消灯します。
・ 空調等の更新の際には高効率な機器を導入します。
・ 照明器具を L E D へ更新します。

◆OA機器等の省エネ管理

・ デジタル化の推進によるペーパーレス化を図ります。
・ OA機器、コピー機等については、節電・待機モードを積極的に活用し、長時間使用しない場合は業務に支障のない範囲で主電源を切ります。
・ 印刷機、コピー機の使用量を把握し、効率的な管理に努めます。
・ 資料の共用、電子ファイル化を活用し、無用印刷やコピーを控えます。
・ コピー機の使用に際しては、白黒コピーを基本とします。
・ 職場内会議資料等のコピーには、A4両面及びミスコピーの裏面の使用を心がけます。

◆エレベーター等の適正利用

・ 体調不良や荷物運搬時など必要な場合を除き、エレベーターや自動ドアの使用は控えます。

(4) 物品等購入における環境配慮

・ 物品購入の際は、グリーン購入法※の趣旨を配慮した購入に努めます。
・ 電気製品等の購入及びレンタルの際には、省エネタイプで環境負荷の少ない物品の購入に努めます。
・ 物品などの長期利用に努めます。
・ 製品を購入する際は、包装の簡素化を指示します。

※グリーン購入法…正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

(5) 公用車の燃料使用及び管理

◆エコドライブの推進等

・ 公用車の新規購入・更新時には原則電気自動車とします。
・ 公用車を計画的に管理し利用の効率化及び抑制を図ります。
・ 運転時に急加速・急減速などせず、エコドライブに努めます。
・ 駐停車の際はアイドリングをやめ、確実にエンジンを切ります。
・ 出張時の相乗り及び公共交通機関の活用に努めます。

(6) 再生可能エネルギー等に関する取組

・ 公共施設に太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の最大限の導入を進めます。
・ 太陽光発電設備の設置等により、公共施設で使用する電力は再生可能エネルギー由来の電力への変更を進めます。
・ 朝倉市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの活用を推進します。

(7) ごみに関する取組

・ 用紙類の資源化に努めます。
・ 事務用品などは、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
・ 印刷物は、必要最低限の部数とします。

(8) 勤務時間の管理

・ 各部署でノー残業デーを設定してエネルギー消費の削減に努めます。
・ 時間外勤務を抑制し、就業時間後の一斉退庁を心がけます。

(9) その他

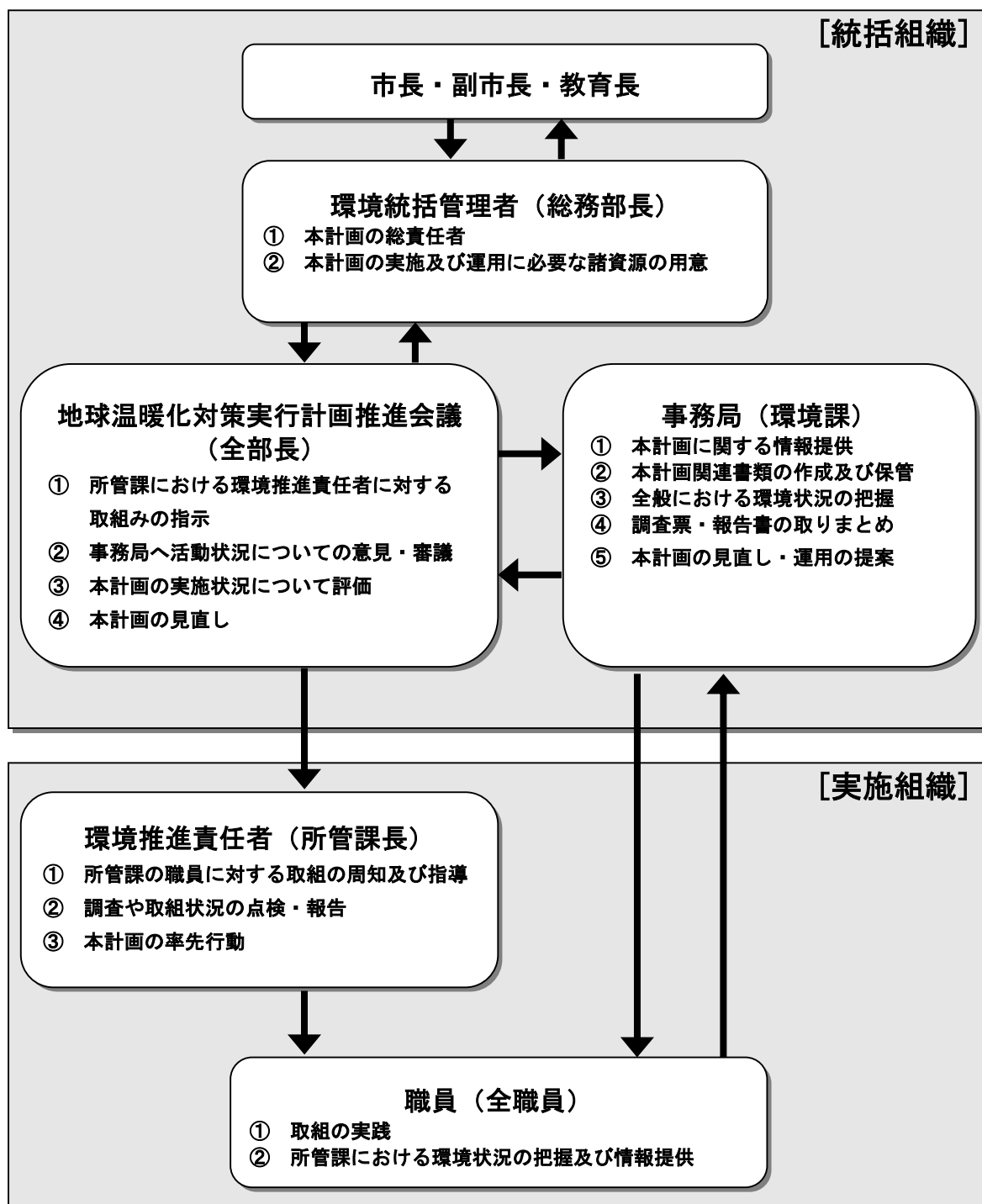
・ 職員への環境保全に関する意識の向上を図り、省エネの習慣化に努めます。
・ 二酸化炭素排出量の削減に関する情報発信を定期的に行います。
・ 省エネ（節電）方法の情報発信を定期的に行います。
・ 敷地等について緑化の推進を図り、植込み等の維持管理を図ります。

5. 計画の推進

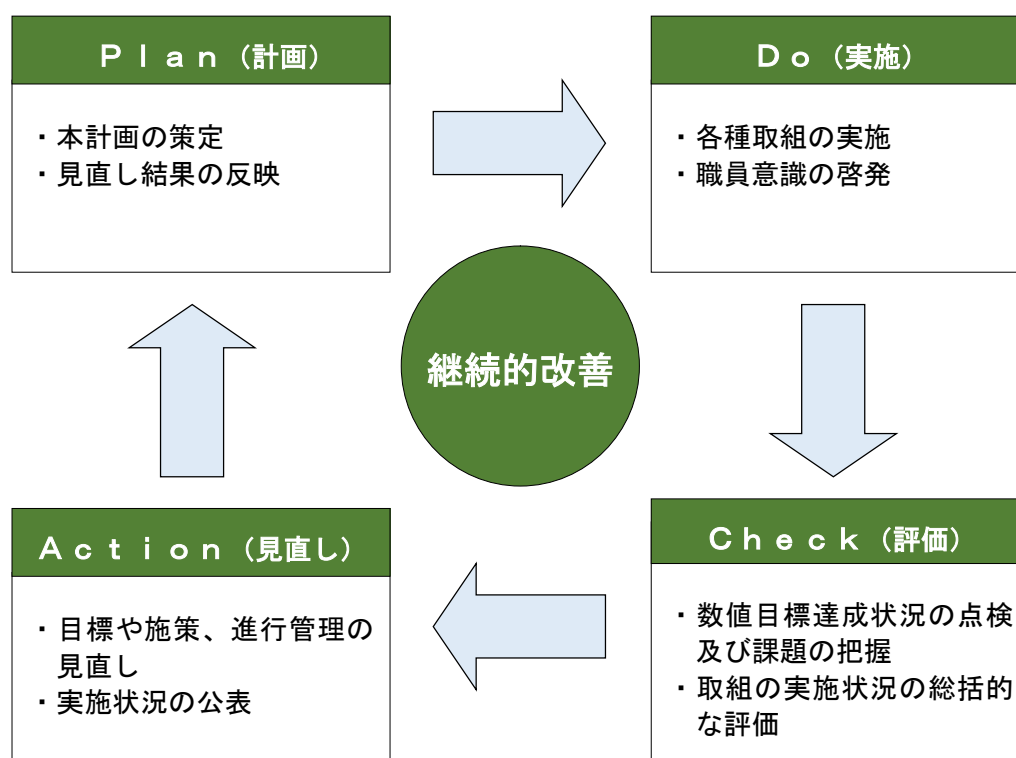
(1) 推進体制

本計画の推進体制は、下記に示すとおりで、本計画の推進と進行管理を行います。

■推進体系



■PDCAサイクルによる進行管理



(2) 職員に対する周知

事務局より職員へMy Web 掲示板等で本計画の周知を図り、取組みの指導等にも努めるものとします。

(3) 計画の評価

本計画の実施状況を事務局において毎年度調査及び把握・評価し、推進責任者の管理のもと地球温暖化対策実行計画推進会議による体系的な評価を行うものとします。評価内容は、My Web 掲示板等で事務局より職員へ報告します。

(4) 計画の見直し

事務局は、本計画の進捗状況や年度末での取組の評価結果をもとに、取組目標や方法の見直しを行います。

(5) 実施状況の公表

本計画の実施状況等については、ホームページに公表します。

<参考資料>

■対象施設一覧

分類	施設名	所管課
市民文化系施設	上秋月コミュニティセンター	総務財政課
	秋月コミュニティセンター	
	安川コミュニティセンター	
	甘木地域センター（フレアス甘木）	
	馬田コミュニティセンター	
	立石コミュニティセンター	
	福田コミュニティセンター	
	蟠城コミュニティセンター	
	金川コミュニティセンター	
	三奈木コミュニティセンター	
	高木コミュニティセンター	
	高木コミュニティセンター佐田分館	
	松末地域コミュニティセンター	
	久喜宮地域防災拠点施設	
	志波地域防災拠点施設	
	総合市民センター（ピーポート甘木）	文化・生涯学習課
社会教育系施設	朝倉地域生涯学習センター	文化・生涯学習課
	杷木地域生涯学習センター	
	平塚川添遺跡公園	
	甘木歴史資料館	
	秋月博物館	
	文化財調査事務所	
社会体育施設	甘木体育センター	文化・生涯学習課
	甘木武道館	
	甘木弓道場	
	朝倉体育センター	
	甘木B & G海洋センター	
	久喜宮体育センター	
	志波体育センター	
小中学校施設	秋月小学校	教育課

分類	施設名	所管課
小中学校施設	甘木小学校	教育課
	立石小学校	
	馬田小学校	
	福田小学校（夜間照明施設含む）	
	蜷城小学校	
	金川小学校	
	三奈木小学校	
	朝倉東小学校	
	大福小学校	
	杷木小学校	
	十文字中学校	
	南陵中学校	
	秋月中学校	
	甘木中学校	
	比良松中学校	
	杷木中学校	
児童福祉施設	安川保育所	子ども未来課
	福田保育所	
	蜷城保育所	
	黄金川保育所	
	三奈木保育所	
	松末保育所	
	杷木保育所	
	久喜宮保育所	
	志和保育所	
社会福祉施設	老人福祉センター（寿楽荘）	子ども未来課
	朝倉老人福祉センター	介護サービス課
	杷木老人福祉センター	
	健康福祉館（卑弥呼ロマンの湯）	
医療施設	朝倉診療所	保険年金課
行政施設	本庁舎	契約検査課
	朝倉支所	

分類	施設名	所管課
行政施設	杷木支所	契約検査課
	環境センター	環境課
	人権・同和対策課 (朝倉地区人権啓発情報センター)	人権・同和対策課
消防施設	各消防格納庫及び詰所(市管理のみ)	防災交通課
廃棄物処理施設	汚泥再生処理場	環境課
水道施設	持丸浄水場	上下水道課
	杷木浄水場	
下水道施設	朝倉浄化センター	上下水道課
	宮野浄化センター	
	大福浄化センター	
	上寺浄化センター	
	中島浄化センター	
	朝倉中央浄化センター	
	秋月浄化センター	
	安川浄化センター	
	蟻城浄化センター	
	美奈宜の杜北アクアセンター	
	美奈宜の杜南アクアセンター	
	美奈宜の杜中継ポンプ場	
その他施設	旧甘木・朝倉市町村会館	総合政策課
	甘木火葬場(梅香園)	環境課
	杷木火葬場(香華園)	
	甘木総合隣保館	人権・同和対策課
	杷木人権啓発センター	
	杷木農林産物処理加工施設	農林課
	果樹実習棟	農業振興課
	三連水車の里あさくら	
	ファームステーションバサロ (道の駅エリア除く)	
	原鶴振興センター(サンライズ杷木)	商工観光課
	水中ポンプ	都市整備課
	グリーンテクノセンター	
	甘木テニスコート	文化・生涯学習課

分類	施設名	所管課
その他施設	甘木グランドゴルフ場	文化・生涯学習課
	甘木ゲートボール場	
	安川体育センター	
	朝倉テニスコート	
	朝倉球場	
	杷木テニスコート	
	杷木球場	